

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月10日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年11月28日から同年12月18日まで縦覧に供する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) こいで池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 来栖用水1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 来栖用水2号地区	〃
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 世中支線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高須西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 立満北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 八反地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高丸池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 返り池地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西又地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小田名地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 五端子地区	〃